

令和2年度第3回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 令和3年2月10日（水）午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 岡山市役所議会棟3階 第1会議室
- 3 出席委員 高田委員長、濱西副委員長、貝原委員、栢野委員、岸委員、杉本委員、藤田委員、松井委員、光岡委員
- 4 出席職員 （女性が輝くまちづくり推進課）安東課長、藤原館長、河本課長補佐、奥野参事監
神崎主査
（介護保険課）村口課長代理、竹内副主査、三浦主事
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 事
 - （1）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用審査について（介護認定審査会）
 - （2）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用審査について（岡山市防災会議）（報告）
 - （3）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項の運用基準適用について（岡山市防災会議）（報告）
 - （4）「第4次さんかくプラン」年次報告（令和2年度）（案）について
 - （5）男女共同参画に関する市民意識・実態調査 結果報告書について
 - （6）その他
- 7 配付資料
 - 資料1-1 } 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票
 - 資料1-2 } 【介護認定審査会】
 - 議事1 関連資料①、②、リーフレット「岡山市あんしん介護保険」
 - 資料2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票
【岡山市防災会議】
 - 資料3 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票
（第19条第3項運用基準適用）【岡山市防災会議】
 - 資料4-1 「第4次さんかくプラン」年次報告書（令和2年度）（案）
 - 資料4-2 第2回岡山市男女共同参画専門委員会での委員からの意見について
 - 資料5 男女共同参画に関する市民意識・実態調査 結果報告書（案）抜粋
- 8 会議の状況
 - 議事 1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用審査について【介護認定審査会】
 - 説明内容
 - <第2回岡山市男女共同参画専門委員会での意見についての回答>
 - ・名前を連ねているだけの委員の排除
 - ➡名前を連ねているだけの人はいない。
 - ・公募委員の採用
 - ➡委員は保健、医療又は福祉に関する経験を有する者でなければならない。審査会の運営に支障を

来さないよう、迅速な補充が必要なため、各職能団体からの推薦が最適であると考えている。

- ・女性委員の割合が40%以上になったことがあるか。

➡過去40%以上になったことはない。

<介護認定審査会とは>

介護保険課から介護認定審査会について説明。

- ・要介護認定を受けている人は約4万人いる。介護サービス利用のためにはまず要介護認定を受けることが必須であり、その審査判定をするのが介護認定審査会で、介護保険法で定められている。判定件数は年間約2万数千～3万件、審査会は年間1000回以上開催している。
- ・審査会委員は、保健、医療、福祉の専門家でなければならない。医師は特に男性構成率が高いが、看護職、栄養士、介護福祉士など女性比率がほぼ100%の職種もある。
- ・他の審議会と異なり、全委員が一同に集まるわけではない。委員を5～7人ずつの47合議体に分け、合議体単位で月2回審査会を開いている。委員4人と事務局1人で構成するのが平均的なパターン。必ず医師が1人含まれている。他の職種は通期で一人の委員が出席するが、医師のみ月又は年度の前後半で交代するため、必要人数が多くなる（125人/281人）。
- ・審査会参加委員の延べ人数で、女性比率は47.4%。実際には、審査会において女性委員の意見が反映されている状況である。
- ・直近10年間の全委員に占める女性割合の推移をみると、平成22年は33.8%だったが、各職能団体への依頼を粘り強く続けてきた結果、現在36.7%まで増加した。

<審査>

審査対象の委嘱に際して行った取組内容や今後の方針について説明。

- ・審査会を止めると市民サービスの低下になることから、本委員会での審査が事後になったことをお詫びする。令和3年1月、3月の委員の交代で女性比率は36.7%に下がった。ただし、合議体の中での女性比率は47.3%となっている。
- ・女性比率向上のために、欠員補充の際は各職能団体の代表者に、さんかく条例の内容を周知し理解を求めている。女性委員の推薦が難しい団体にも条例の趣旨への理解を求め、女性委員推薦について書面で依頼している。また、医師会の会合において、女性医師の積極的な推薦を依頼するなど、団体への直接的な働きかけも行っている。

○ 主な意見

- ・介護認定審査会の目的は何か。
➡介護認定の中で重要な介護度と有効期間の決定である。
- ・資料中の「老人福祉施設」とはどういう施設なのか。職員は資格を持っているのか。
➡特養や老健などと呼ばれている介護保険の施設の職員で、日ごろから介護が必要な人の状態を見ており、資格を持っている人である。
- ・介護認定審査会で、不服申し立ては何件くらいあるか。
➡年間1、2件である。
- ・職種によって男女比率に差がある。看護師や介護福祉士には男性が入っていない。
➡女性が多い職種には男性委員の推薦をお願いするなどしていきたい。
- ・委員定数350になるまで女性委員を増やせばよいのではないか。
- ・この10年間、36%くらいで推移していて上がっていない。
- ・施設職員や精神保健福祉士は極端に人数が少ないのではないか。委員の構成、構造自体に問題があって女性比率が伸びないのではないか。医師だけ一人の委員が担当する期間を半分にし、その分2倍の委員が必要となるので、他の職種も同様にする等、構造的に変えることを検討してほしい。
➡今まで他の職能団体にも半期で委員を推薦してもらえないか依頼したことはあるので、再度依頼してみたい。
- ・医師会に属さない医師などには女性も多いのではないか。医師会に所属していないと委員にできないのか。
- ・社会福祉士や精神保健福祉士の中には、資格を持っている育休中の人や、無職の人もいるのではない

か。公募は難しいと聞いたがハローワークなどに働きかけるなど何か方法はないか。

➡介護認定審査会を開くために医師会で研修をしてもらっているのですが、医師会に属さない医師への個別の声掛けはしていない。各職能団体から医師と同様に推薦してもらえるのがベストではあるが、参考にしたい。

○ 審査結果

・賛成多数でやむを得ない事情があると認める。

議事 2、3 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用審査について

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について【岡山市防災会議】（報告）

資料2・3「岡山市防災会議」について事務局より報告。現在は40%に達した旨説明。

議事 4 「第4次さんかくプラン」年次報告（令和2年度）について

資料4-1「第4次さんかくプラン」年次報告書（令和2年度）（案）、資料4-2により前回の意見を受けての修正・変更箇所等について事務局から説明。

○ 主な意見

- ・中小企業も対象としたことで数字は下がったが、現実を把握できたことは評価したい。
- ・ニュースでは待機児童数が約1,000人と伝えられていたと思うが、報告書の待機児童とカウントする基準が違うのか。
 - ➡報道は一次募集が終わった時点の数字で、これから調整があると思う。令和4年4月1日に待機児童0を目標に取り組んでいる。
- ・なかなか厳しい状況とは聞いているが受け皿拡大、保育士の人材確保、地域間のバランス等が大変だと思うが重点的に取り組んでいる。
- ・3歳以上、保育が無償化 そこも勘案して担当課が0を目標としているのならいいが。
- ・保育士資格を取るために国の就学資金給付制度があるが、岡山市もぜひ作ってほしい。経済的な理由で進学をあきらめる人も多い。制度があれば希望する学生がもっと増えると思う。
- ・女性管理職割合は、数値は低くても女性管理職のがんばっていることを評価し、管理職になりたい女性が盛り上げていければと思う。
- ・保育士が自分の子どもの保育園に落ちたという話もあるが、少子化により空きの出た小学校の教室を活用するなど、全体のバランスを考えてもらいたい。
- ・出前の対象は一般市民でないといけないのではないかと思う。

○本日の意見による修正については、正副委員長に一任することを全委員了承。

議事 5 男女共同参画に関する市民意識・実態調査について

前回会議での指摘を受け、修正した箇所について説明。

○ 主な意見

- ・アンケートの回答率が少しずつ落ちている。広報誌等で周知に力を入れてもらいたい。郵送式だけでなく、ネットでも回答できるようにしてほしい。
 - ➡幅広い意見が拾えるよう、今後工夫していきたい。

その他

次年度開催予定について

令和3年度は、「第5次さんかくプラン」を策定する予定。夏頃から月1度のペースで開催することになると思うので、よろしくお願ひしたい。